

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	共通納税システムに係る外部結合等について（変更）
--------	--------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

◇第17条第1項第2号（法令等の定めに基づく外部電子計算機との結合）

（担当部課：総務部税務課）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	軽自動車税（種別割）の収納方法追加（共通納税システム払い）
<b>担当課</b>	税務課
<b>目的</b>	<p>令和元年10月より住民税の特別徴収で地方税共同機構が構築した「共通納税システム」が全国的に導入された。税制改正に伴い、令和5年度課税分から軽自動車税（種別割）が追加される。</p> <p>この税制改正に対応し、納付方法の拡充による納税義務者の利便性向上を図る。</p>
<b>対象者</b>	軽自動車税（種別割）の納税義務者
<b>事業内容</b>	<p>1 概要</p> <p>共通納税システムは、地方税共同機構（地方税法に基づき、地方団体が共同して運営する組織として、機構処理税務事務を行うとともに、地方団体に対してその地方税に関する事務に関する支援を行うものとして平成31年4月1日に設立された法人）が構築したシステムで、令和元年10月より住民税の特別徴収において既に導入されている（平成30年度第7回本審議会承認・了承済）。</p> <p>この度、地方税法施行令第57条の5の2の改正（令和5年4月1日施行）により、軽自動車税（種別割）も令和5年度課税から全国的に共通納税システムで納付できることとなった。</p> <p>また、社会情勢においてキャッシュレス化の要請が高まっており、令和3年6月30日の総務省通知「地方税統一QRコードの活用について（通知）」では、地方税統一QRコード規格が定められ、共通納税システムにおいても、軽自動車税（種別割）の納付書にQRコードを印刷することが必須とされた。</p> <p>QRコードを活用することで、納税義務者は共通納税システムでのキャッシュレス納付が可能となり、金融機関は共通納税システムでの電子伝送が可能となることで、納付後の納入済通知書を区へ回送する必要がなくなる。</p> <p>上記の変更に迅速に対応するため、システムの改修等を行い、区民の利便性向上に寄与する。</p> <p>2 本審議会への付議事項</p> <p>(1) 区の税務システムの改修</p> <p style="padding-left: 2em;">共通納税システムで軽自動車税（種別割）を納付するため、納付書情報の連携データ作成の追加等改修を行う。</p> <p>(2) 地方税共同機構との外部結合の変更</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 外部結合を行う情報項目に「軽自動車税（種別割）情報」を追加する。</p>

	<p>イ 軽自動車税（種別割）情報を地方税共同機構の統一納付書マスタにアップロードする。</p> <p>(3) 審査システム（LGWAN-ASP サービス）運用等業務における情報項目の追加  審査システム（LGWAN-ASP サービス）運用等業務において取扱う情報項目に「軽自動車税（種別割）情報」を追加する。</p> <p>(4) 納税通知書等の印字出力処理等業務委託内容の変更  現在、納税通知書等の印字出力処理等業務委託を行っている（平成30年度第8回本審議会了承済）。今回、納税通知書にQRコードを印字する業務を追加する。</p> <p>3 想定件数  約24,000台分（令和3年度当初課税件数）</p> <p>※個人情報の流れは、資料27-1及び資料27-2のとおり</p>
--	---

## 件名 共通納税システムを利用した軽自動車税(種別割)の納付に係る税務システムの改修について

保有課(担当課)	税務課	
登録業務の名称	軽自動車税(種別割)	
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	1 個人の範囲 軽自動車税(種別割)の納税義務者  2 記録項目 資料27-3、資料27-4のとおり  3 記録するコンピュータ 税務システム(ホストシステム)	
新規開発・追加・変更の理由	地方税法施行令第57条の5の2の改正(令和5年4月1日施行)により、軽自動車税(種別割)も令和5年度課税から全国的に共通納税システムで納付できることとなった。 また、令和3年6月30日の総務省通知「地方税統一QRコードの活用について(通知)」では、地方税統一QRコード規格が定められ、共通納税システムにおいても、軽自動車税(種別割)の納付書にQRコードを印刷することが必須とされた。 上記の変更に対応するために、軽自動車税(種別割)の納税義務者情報を管理している税務システムを改修する。	
新規開発・追加・変更の内容	既存の税務システムに以下の機能を追加する。 1 税務システム(ホストシステム)から共通納税システム(eLTAX)への納付書情報の仕様変換機能 2 納税通知書等への案件特定キーとQRコード情報等の作成機能 3 共通納税システム(eLTAX)から送信された軽自動車税(種別割)納付情報の収納処理機能	
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	*****	
新規開発・追加・変更の時期	令和4年4月から令和4年9月まで 令和4年10月から令和5年3月まで 令和5年4月から	システムの改修(設計・構築) システム確認試験・接続試験・調整 システムの本稼働

◇法令等の定めに基づく外部電算機との結合(第17条第1項第2号関係)・・・諮問事項

## 件名 共通納税システムに係る外部結合について (変更)

※太字ゴシック(下線)が、平成30年度第7回本審議会からの変更箇所

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	軽自動車税(種別割)
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<b>資料27-3のとおり</b> <b>※対象者に軽自動車税(種別割)の納付義務者を追加する。</b>
結合の相手方	地方税共同機構
結合する理由	地方税法施行令第57条の5の2の改正による地方税共通納税システムの対象税目の拡大に対応し、区民と金融機関の利便性の向上に寄与するため。
結合の形態	区のLGWAN端末と共通納税システムを、LGWAN回線(地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク)で結合し、データの送受信を行う。 <b>※軽自動車税(種別割)については、地方税共同機構の統一納付書マスタに納付書情報をアップロードする。</b>
結合の開始時期と期間	令和元年10月1日から(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)  <b>※軽自動車税(種別割)課税については、令和5年4月1日から開始し、以降継続する。</b> <b>(令和4年10月1日から令和5年3月31日まで仮稼働テスト(個人情報なし)のため、区のLGWAN端末と共通納税システムとの外部結合を行う。)</b>
情報保護対策	外部結合に当たっては、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」に基づき、次の個人情報保護措置を講ずる。 1 接続するネットワークは専用回線(LGWAN回線)とし、通信する相手を限定する。 2 共通納税システムで納税義務者に係る情報を送受信する際は、暗号化により特定相手以外は解読不能とする。 3 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止する。 4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への納税義務者に係る情報の漏えいを未然に防止する。 5 ネットワーク機器等を制御し、通信できるシステムを限定する。 6 納税義務者に係る情報を取り扱う端末については、電子証明書及びユーザID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないものとする。 7 納税義務者に係る情報へのアクセス制御を実施し、職員が利用できる納税義務者に係る情報を限定する。 8 ログや操作履歴管理ソフトにより、納税義務者に係る情報へのアクセス状況を記録する。 9 納税義務者に係る情報を取り扱う職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。 10 仮稼働テストは、個人情報を含まないダミーデータを使用する。

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、  
重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)…報告事項

**件名 共通納税システムに係る審査システム (LGWAN-ASP サービス) 運用等業務の委託について (情報項目の追加)**

**※太字ゴシック (下線) が、平成30年度第7回本審議会からの変更箇所**

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	軽自動車税 (種別割)
委託先	地方税共同機構に登録している審査システム運営事業者 (地方税共同機構から LGWAN-ASP サービス (※) の認定を受けたもの) (プライバシーマーク、ISO27001 認証取得) ※…行政専用の閉域ネットワークである LGWAN 回線を使用し、地方公共団体向けに各種行政事務サービスを提供する事業者及びそのサービス
委託に伴い事業者処理させる情報項目 (だれの、どのような項目か)	<b>資料27-3のとおり</b> <b>※対象者に軽自動車税 (種別割) の納付義務者を追加する。</b>
処理させる情報項目の記録媒体	区が LGWAN-ASP サービスを利用して送受信するデータファイル
委託理由	区が単独で審査システム (地方税等に係るデータを地方税共同機構と送受信するためのシステム) の開発・運用を行うより、地方税共同機構に登録している審査システム運営事業者 (地方税共同機構から LGWAN-ASP サービスの認定を受けたもの) が運用する審査システムを利用するほうが、導入経費、運用経費ともに廉価であり、また開発、運用に要する区の人的負担も大幅に軽減できるため
委託の内容	区の審査クライアントと共通納税システムとの間で、軽自動車税 (種別割) の納税義務者に係る情報の送受信を行うために必要な審査システムの運用 (機器及びソフトウェアの管理など) と保守サポート業務及び納税義務者に係る情報の一時的な保存業務を委託する。 <b>なお、本委託はすでに住民税 (特別徴収) において委託しており、こちらに令和5年度より軽自動車税 (種別割) を追加する。</b>
委託の開始時期及び期限	<b>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</b> (次年度以降も同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<b>【運用上の対策】</b> 1 契約にあたり、別紙「特記事項 (別紙)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 必要に応じて、区職員が事業者 (LGWAN-ASP サービスの認定を受けた審査システム運営事業者) 側へ立入り調査を行い、個人情報の管理及び保管状況の確認を行う。 3 電子ファイルを取り扱う職員を限定する。 4 区ホームページに新規作成する共通納税システムのページに、現在掲載されている情報セキュリティに関するページ (ウイルス対策ソフトの導入、覚えのない添付ファイルは開かない等の啓発) へのリンクを貼り、納税義務者に対して情報セキュリティ対策を啓発する。 <b>【システム上の対策】</b> 1 納税義務者に係る情報を取り扱う端末については、電子証明書及びユーザ ID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないものとする。

	<p>2 納税義務者に係る情報へのアクセス制御を実施し、職員が利用できる納税義務者に係る情報を限定する。</p> <p>3 ログや操作履歴管理ソフトにより、納税義務者に係る情報へのアクセス状況を記録する。</p> <p>4 利用する端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定するなど、納税義務者に係る情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。</p> <p>5 納税義務者に係る情報を取り扱う職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p><b>【運用上の対策】</b></p> <p>1 委託先に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。</p> <p>2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。また、電子ファイルの処理に際しては、使用者を制限させる。</p> <p>3 電子ファイルはLGWAN回線及び審査システム内でのみ処理し、LGWAN回線を介してのみ電子ファイルの送受信を行わせる。</p> <p>4 データ処理終了後は、不要となった電子ファイルを削除させ、必要に応じて、区が確認する。</p> <p>5 地方税共同機構による監査を定期的に受け、当該監査に適合するサービスの提供を保障させる。</p> <p><b>【システム上の対策】</b></p> <p>1 委託先の電子計算機を取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等により電子計算機の利用認証を行わせる。</p> <p>2 接続するネットワークは専用回線（LGWAN回線）とし、通信する相手を限定させる。</p> <p>3 送受信する納税義務者に係る情報は、暗号化により特定相手以外は解読不能とさせる。</p> <p>4 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止させる。</p> <p>5 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への納税義務者に係る情報漏えいを未然に防止させる。</p> <p>6 ネットワーク機器等を制御し、通信できるシステムを限定する。</p> <p>7 納税義務者に係る情報を取り扱う端末については、電子証明書及びユーザID・パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないものとさせる。</p> <p>8 電子署名を付し、納税義務者に係る情報の偽造・改ざんを防止させる。</p> <p>9 納税義務者に係る情報へのアクセス制御を実施し、従事者が利用できる納税義務者に係る情報を限定させる。</p> <p>10 ログや操作履歴管理ソフトにより、納税義務者に係る情報へのアクセス状況を記録させる。</p> <p>11 利用する端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定するなど、納税義務者に係る情報を容易に外部へ持ち出せないようにさせる。</p> <p>12 納税義務者に係る情報を取り扱う職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導させる。</p>

別紙(業務委託)

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)…報告事項

**件名 軽自動車税(種別割)の納税通知書等の印字出力処理業務及び封入封緘業務の委託について(業務内容の追加等)**

※太字ゴシック(下線)が、平成30年度第8回本審議会了承済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	軽自動車税(種別割)
委託先	未定(入札により委託先を決定)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<b>資料27-4のとおり</b>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン及びハードディスク)
委託理由	<b>令和3年6月30日の総務省通知「地方税統一QRコードの活用について(通知)」では、地方税統一QRコード規格が定められ、共通納税システムにおいても、軽自動車税(種別割)の納付書にQRコードを印刷することが必須とされた。</b> <b>従来から委託を実施していた納税通知書等の印字出力処理業務にQRコード印字出力処理業務を加えることにより、事務の効率化を図る。</b>
委託の内容	<b>1 QRコード化(新規)</b> <b>区からQRコードに埋め込む内容(資料27-4)を受けQRコード化する。</b> 2 納税通知書等の印字出力処理業務 納税義務者の情報と <b>QRコード(新規)</b> を納税通知書等へ印字出力する。 3 納税通知書等の封入封緘発送業務 税額通知書等を封入封緘し、区の検査後、郵便局に持ち込み、発送する。
委託の開始時期及び期限	<b>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</b> (次年度以降も、同様の業務委託を行う)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<b>【運用上の対策】</b> 1 契約にあたり、「特記事項(別紙)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 電磁的媒体の委託先との授受は、区が直接行う。 3 委託にあたり提供する情報は、納品時に記録媒体の返却を求めるほか、一時的に委託先のパソコンに記録した際には、納品時に記録媒体等のデータ消去済の証明を提出させる。 4 必要に応じて、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理及び保管状況の確認を行う。 <b>【システム上の対策】</b> 1 委託にあたり提供する情報は、暗号化を実施し、パスワードは事前に受託事業者へ提供する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<b>【運用上の対策】</b> 1 委託先に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例



	<p>を遵守させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 電磁的媒体の区との授受は、委託先に直接行わせる。</li> <li>3 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。また、電磁的媒体の処理に際しては、使用者を制限させる。</li> <li>4 提供された情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。</li> <li>5 区が提供した電磁的媒体の個人情報等の運搬には、鍵付ケースに入れ、複数で対応するなどの措置を講じさせる。</li> <li>6 委託にあたり区から提供された情報は税額通知書等の納品時に返却させ、電子計算機に記録された情報は消去させ、消去済の証明を提出させる。</li> <li>7 個人情報を紙媒体に出力した際は、印刷した紙媒体を放置せず、即、次の工程の作業を始めさせる。</li> <li>8 印刷ログ（印刷元コンピュータ名、印刷日時、印刷ファイル名、印刷先プリンタ名、印刷枚数）の記録及び管理を徹底させ、区に提出させる。指定枚数以上印刷した場合は、その理由を報告させる。</li> </ol> <p><b>【システム上の対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託先の電子計算機を取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等により電子計算機の利用認証を行わせる。</li> <li>2 委託先の電子計算機は、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせるとともに、ウイルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させる。</li> <li>3 ログ監視ソフト等により、委託先の電子計算機のログを収集、管理し、情報漏洩等事故防止策を徹底させる。</li> </ol>
--	---

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

**(資料等の返還等)**

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

**(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

**(業務に関する報告)**

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

**(監査等)**

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

**(従事者に対する教育)**

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

**(事故発生時等における報告)**

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

**(公表等)**

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

**(損害の賠償)**

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。